

～結婚新生活支援事業(よくある質問)～

結婚新生活支援事業に関するよくある質問を掲載しています。

【1 所得】

(Q1-1)所得 500 万円未満とは、夫婦の所得の合算額ですか？

国の実施要領に定められた条件により、夫婦の前年中の所得の合算額が 500 万円未満の場合に、対象となります。

【2 対象経費】

(Q2-1)家賃のほか、駐車場代金、自治会費等は対象になりますか？

駐車場代、自治会費、光熱費、火災保険料等は対象になりません。その他、対象経費については、以下のとおりとなります。

区 分	項 目	補助の対象
住宅取得費用に付随して発生する経費	建物購入費	対象
	土地購入費	対象外
	住宅ローン手数料	
住宅賃貸費用に付随して発生する経費	賃料	対象
	敷金、礼金、共益費、仲介手数料	対象
	駐車場代	対象外
	物件の清掃料(入居前のクリーニング)、鍵交交代	
	更新手数料	
	光熱水費、設備購入代	
	火災保険料、家財保険料	
契約一時金、保証金	地域の慣習にしたがい、敷金、礼金、仲介手数料と同一のものと判断できる場合に限り対象とできません。	

(Q2-2)婚姻日より前に婚姻のための同居を開始していますが、その同居にかかる賃借費用も対象になりますか？

契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は、同居開始日から対象となります。

(Q2-3)家賃等が口座から引き落としされているため、領収書がありません。どのようなもので証明すれば良いですか？

口座引き落としの場合は通帳、クレジットカード払いの場合はクレジットカードの支払明細書の写し等を提出してください。

(Q2-4)住居の契約名義人が夫婦の親であり、夫婦がその親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助の対象になりますか？

対象になりません。

(Q2-5)夫婦の実家に引越した場合、引越費用は補助の対象になりますか？

対象となります。

【その他】

(Q3-1)申請者の提出は申請者本人でなければなりませんか？

提出時に、書類の確認等行うことにより、その後の書類審査もスムーズになりますので、原則、申請者(配偶者)の方による提出をお願いします。
ただし、妊娠等により来庁が難しい場合は、代理人による提出も可とします。ホームページからダウンロードした様式に申請者が事前に記入し、ご持参くださいますようお願いいたします。

(Q3-2)補助上限額になるまで何度も申請できますか？

補助上限額に達していなくても、今年度に申請できるのは1回限りです。
ただし、交付決定を受けた補助金の額が、補助上限額に達しなかった場合、翌年度に限り、その差額を上限額として申請することができます。

(Q3-3)再婚の場合も対象となりますか？

対象となります。
*ただし、夫婦の双方または一方が、過去に本補助金(他の地方自治体における同様の補助金も含みます)の交付を受けていないことが条件です。